

京都市上下水道局告示第31号

京都市指定下水道工事業者規程第2条の規定に基づき指定の申請があり、同規程第3条に規定する指定の基準に適合しているため、次の者を京都市指定下水道工事業者として指定し、同規程第31条第1号の規定に基づき告示します。

平成30年11月2日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

1 指定下水道工事業者

京都市下京区西七条市部町37番地6

CREATE

川島 康男

2 指定期間

平成30年11月2日から平成35年3月31日まで

(上下水道局下水道部管理課)